

## 「新型インフルエンザ対策行動計画」策定の経緯及び概要について

平成17年11月30日

平成16年

8月	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会が「新型インフルエンザ対策報告書」を作成
----	---

平成17年

4月	「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)」を改正。 新型インフルエンザに関する事項を追加。
同	「インフルエンザに関する特定感染症予防指針(平成十一年厚生省告示第百四十七号)」を改正。 新型インフルエンザに関する事項を追加。
9月21日	全国感染症主管課長会議開催 新型インフルエンザ対策について、これまでの経緯等を説明
10月28日	厚生労働省・新型インフルエンザ対策推進本部設置
同	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議開催
11月14日	厚生労働省・新型インフルエンザ対策推進本部(第2回) 「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成・公表
同	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
11月15日	鳥インフルエンザ等対策に関する関係閣僚による会合
11月22日	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
11月30日	全国感染症主管課長会議

# 新型インフルエンザ対策

## 背景

- 近年、東南アジア等においては鳥インフルエンザが人に感染し、死亡例(64名)の報告あり
- 人から人へ感染する新型のインフルエンザの発生の危険の高まり

## 世界における対応

WHOインフルエンザパンデミック対策  
「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」(2005. 5)



各国に対して独自のパンデミック対策プランの策定を勧告

- 英国、カナダ、イタリア、ドイツ、フランス、米国において行動計画を策定済み

## 国際会議等

- 10月 鳥インフルエンザ高級事務レベル会議(米国主催)  
鳥インフルエンザ保健大臣級会合(カナダ主催)
- 11月 第6回世界健康安全保障グループ閣僚会合(ローマ)  
APEC首脳会合(韓国) 等

## 我が国における対応

新型インフルエンザ対策行動計画の策定  
(2005. 11. 14)

迅速かつ確実な対策を講じるため、発生の段階に応じた実施すべき具体的な対策を示した政府の行動計画を策定。

### (1) 治療薬(タミフル)の確保

2,500万人分

国及び地方自治体	2,100万人分
民間流通確保分	400万人分

### (2) ワクチン開発

平成18年初頭に臨床試験の開始予定

## 国際協力

### 国立感染症研究所

WHOのインフルエンザ協力センター(日、米、英、豪)の一つとしてアジア諸国の検体検査・技術的援助の実施

### (ヒト関係)

ベトナム	2004年2月 2005年1月～	JICAを通じ医薬品供与(2,000万円) 国立感染症研究所による診断、疫学等技術支援(延べ8名)
ラオス	2004年3月	診断機材等の供与(約600万円)
インドネシア	2005年9月～	国立感染症研究所による調査チーム派遣(延べ7名)
インドネシア・カンボジア	"	防疫活動のための無償資金協力(インドネシア:約1,000万円・カンボジア:約600万円)
ラオス・カンボジア・インドネシア・ベトナム	"	FAOを通じ防疫活動のための無償資金協力(総額約1億9,600万円)

### (トリ関係)

2001年～	JICAプロジェクトを通じた支援(タイ・周辺国)【年間 約9,000万円】
2005年	国際機関を通じた支援【OIE拠出金(約4,800万円) FAO拠出金(約2,000万円)】

# 「新型インフルエンザ対策行動計画」について

平成 17 年 11 月  
厚生労働省

- 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行
- 近年では、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染
- 変異により、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生の危険性が増大
- 「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部」「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を開催
- WHO世界インフルエンザ事前対策計画(2005年5月)に準じて、我が国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

## ＜「新型インフルエンザ対策行動計画」の概要＞

### 1 流行規模の推計

医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）と推計（米国疾病管理センターの推計モデルを使用）

### 2 行動計画

発生状況に応じて6フェーズ（段階）に分類し、「計画と連携」、「サーベイランス」、「予防と封じ込め」、「医療」、「情報提供・共有」の5分野にわたって、国際的な連携の下に、実施すべき具体的な対策を策定した。

#### 【例】

- フェーズ1 : 家きん、ブタ等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施 等
- フェーズ2 : 高病原性鳥インフルエンザ発生国からの家きん肉等の輸入停止 等
- フェーズ3 : 対策本部設置（国・都道府県）、タミフルの備蓄必要量の決定と備蓄の開始、ワクチン開発の推進 等
- フェーズ4 : 感染症法に基づく指定感染症への政令指定（患者の隔離）、サーベイランス強化、ワクチンの製造着手（生産所要期間6ヶ月） 等
- フェーズ5 : 病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）における感染予防策の強化、外出自粛を勧告 等
- フェーズ6 : 厚生労働大臣が非常事態宣言、必要に応じ国際航空等の運行自粛、全医療機関で診断・治療を実施 等

## <参考>

### \* 行動計画のフェーズの概要

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、パンデミックが起こる前からパンデミックがピークを迎えるまでを状況に応じて6つのフェーズ（段階）に分類し、さらにフェーズごとに国内で新型インフルエンザが発生していない場合（国内非発生）と国内で新型インフルエンザが発生した場合（国内発生）に細分化して、それぞれのフェーズごとに、我が国の具体的計画を策定している。

現在（平成17年11月29日）、我が国は、「フェーズ3 A（国内非発生）」となっている。

### <フェーズの概要>

- |               |   |
|---------------|---|
| フェーズ1（トリートリ）  | 新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。動物内でヒトに感染する恐れのあるインフルエンザはあるが、ヒトへの感染リスクは小さい。 |
| フェーズ2（トリートリ）  | 新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。動物内でヒトに感染する恐れのあるインフルエンザはあり、ヒトへの感染リスクが大きい。  |
| フェーズ3（トリーヒト）  | 新しいヒト感染が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない、あるいは、非常に稀に感染が見られる（家族内など密接な接触者）。      |
| フェーズ4（ヒトーヒト）  | 限定されたヒトーヒト感染の小さな集団発生（クラスター）が見られるが、ヒトーヒト感染は依然として限定的。                   |
| フェーズ5（ヒトーヒト）  | より大きな（あるいは複数の）ヒトーヒト感染の集団発生（クラスター）が見られるが、ヒトーヒト感染は依然として限定的。             |
| フェーズ6（パンデミック） | 一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。  |

厚生労働省関係の都道府県への要請事項（フェーズ3まで）（新型インフルエンザ対策行動計画）

フェーズ	非国内発生（事前準備関係）	国内発生（発生時対応）
フェーズ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対し、感染症指定医療機関の整備を進めるよう要請する。</li> </ul>	
フェーズ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫従事者において感染が疑われる症状が出た場合には、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を確保するよう都道府県に要請する。</li> <li>都道府県に対して、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する検査体制を整備するよう要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援及び要請を行う。</li> </ul>
フェーズ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対して、新型インフルエンザ対策本部の設置を要請する。</li> <li>フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの対象医療機関基準を策定し、都道府県に選定機関のリスト作成を要請する。</li> <li>都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援及び要請を行う。</li> <li>都道府県に対して、抗インフルエンザウイルス薬を確保するよう要請する。</li> <li>都道府県に対して、都道府県における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握するよう要請し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握する。</li> <li>都道府県に対して、フェーズ4、5で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を進めるよう要請する。</li> <li>パンデミック期に、最大10万1千人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、都道府県の実情に応じ、公的医療機関等を中心に、リストを作成するよう都道府県に要請する。</li> <li>都道府県に対して、指定医療機関における必要な医療機材、パンデミック時の増床の余地に関して調査を行い、確保に努めるよう要請する</li> <li>児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討しておくよう、都道府県に要請する。</li> <li>都道府県に対して、火葬場の処理能力についての把握・検討を行っておくよう要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行うよう都道府県に要請する。</li> <li>積極的疫学調査を実施するとともに、都道府県に対して、患者及び接触者への対応（接触者の範囲、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等を要請する。</li> <li>感染源に対する迅速な措置の実施について、都道府県及び関係者に要請する。</li> </ul>